

## 高松市自治基本条例についてのパブリックコメント実施結果

1 いただいた御意見等の件数 21件

2 いただいた御意見等とそれに対する本市の考え方

※提出いただいた御意見等は趣旨を変えない範囲で、簡素化または文言等の調整をしているものがあります。

No.	該当項目	御意見等	市の考え方
1	前文	「すべての人に基本的人権が保障され」の部分について、人権の普遍性を述べたものであるが、これをそのまま素直に読むとすべての人に憲法が規定する人権を保障する（例えば外国人にも参政権を与えるなど）ような誤解を与えるのではないか。	この条例は、憲法や法律の範囲内で、本市における自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定めるものです。
2	3 条例の位置付け	本条例は他の条例，規則の上位にあるものなのか。他の条例規則と整合性を図るとなっているが，同列にあるのであれば難しいため，上位に置くこととしてはどうか。	条例には上下をつけられないということが一般的であると言われております。 本市では他の条例の上位に置くという考え方ではなく、「本市の自治の基本を定めるもの」として位置づけております。

3	<p>7 市民の参画の権利 8 市民の役割と責務</p>	<p>地域住民からの市政その他に関する改善提案，表彰制度を設け，住民に対して，自治への積極的参画を推進する内容の条例にするべきである。</p>	<p>市民の皆様の市政および地域のまちづくりへの積極的な参画を推進するため，「7市民の参画の権利」のほか，「8市民の役割と責務」で主体的な参画を促すとともに，「17地域のまちづくりへの参画」や「18市政への参画」により，多様な機会を確保することとしています。</p> <p>また，市政に関する提案については，現在，「市長への提言」制度等を設け，広く市民の皆様からの御意見をお聞きし，市政運営上の参考とさせていただいています。</p> <p>また，市政の振興発展に御尽力いただき，功労顕著な方や団体を表彰する「市長表彰制度」等も設けています。</p>
4	<p>7 市民の参画の権利</p>	<p>「参画」の定義からすると，「市政および地域のまちづくりに」の部分が重複しているのではないかと。</p>	<p>御指摘のとおり重複しておりますが，条文を読む場合に分かりやすくするため，「市政および地域のまちづくりに」と併記しております。</p>
5	<p>9 議会の役割と責務 10 議員の役割と責務</p>	<p>議会の機能として，市政の監視，チェック機能は当然である。もっと市民に市政への関心をもってもらうために，各議員に市政報告会を開催してもらうか，個人レポートを発行してもらえばいいのではないかと。</p>	<p>議員によっては，市政報告会や個人レポートの発行を行っておりますが，さらに市民の皆様にも市政に関心を持っていただけるよう，伝えて参りたいと存じます。</p>
6	<p>13 職員の責務</p>	<p>「参画と協働による～推進に努める」のは自らの職務を遂行する上だけのことか。職務を離れた場合においても職員は市と地域の橋渡しとして何らかの役割を果たすよう努める必要があるのではないかと。</p>	<p>職員の職務上の責務を規定しておりますが，職員は同時にこの条例に定義する市民に該当しますことから，「8市民の役割と責務」が適用され，市民としての役割と責務を果たす必要があります。</p>

7	18 市政への参画 27 説明責任等	市政への参画での「政策の立案，実施および評価の各過程」と，説明責任等での「市政に関する施策について，その立案，実施および評価の各過程」とは同じ意味だと思うので，「政策」または「市政に関する施策」のどちらかに統一してはどうか。	御指摘の点につきましては，用語等の意味を再確認した上で検討して参りたいと存じます。
8	19 パブリックコメント ト手続	(1) 重要な施策への市民の意見を求める良い仕組みであるが，市民が施策そのものを知る機会が少ないため，現在の制度は十分に機能していない。ホームページに公表しているのでパソコンで調べて欲しいという市当局の答えが多いが，現在，市民，特に高齢者の方でパソコン利用できる人はあまり多くはないのではないか。また，今回の条例の閲覧資料も，出張所に一部あるだけでは情報入手は制限されてしまう。コメントを真剣に求められる仕組みを考えて欲しい。現在までのパブリックコメントの応募実態はどうなのか。	(1) パブリックコメントについては，ホームページだけでなく，支所，出張所，コミュニティセンター等で資料を閲覧できるようにしているほか，市の広報紙で周知するなどして，広く市民の皆様から御意見等をいただくこととしています。 これまでのパブリックコメントの応募状況につきましては，高松市のホームページ「もっと高松」で，いただいた御意見の内容や，市の考え方を掲載しております。 なお，市役所1階の市民相談コーナーと7階の情報公開コーナーに設置しておりますパソコンで閲覧することも可能です。
9	19 パブリックコメント ト手続	(2) 重要な施策（特に利害関係者が多く発生するもの）については，単にホームページなどで素案を公表するだけでなく，その内容について，口頭でも説明をした上で意見を求める必要があるのではないか。手続要綱上，実施機関の考え方や論点を記載した資料の公表が規定されているが，必ずしも守られておらず，現状は「市民に分かりやすく説明」しているとは言い難い。	(2) この条例に基づき，分かりやすく説明してまいりたいと存じます。

10	20 附属機関等の委員の公募	<p>その委員の一部を公募により選任するというのは、「一部の附属機関等の委員を公募する」のではなく、「すべての附属機関等の委員の一部を公募する」という意味だと思うが、現実的には市民を委員とすることには馴染まないものもあるので、「原則として～」あるいは努力義務に留めるべきではないか。</p>	<p>この項目の文末にある「ものとする」には、御指摘の意味合いも含まれるものと考えております。</p>
11	23 地域コミュニティ協議会	<p>協議会は各小学校区毎に設置され、早期に発足した所は5年を過ぎている。市の説明では、自治会が原動力、核心となって地域コミュニティ協議会を活性化してほしいとのことだが、自治会を中核に地域コミュニティ協議会を動かすとすれば、現在の地区連合自治会のあり方を考え直すべきでないか。市側の上意下達的地区連合自治会の運営方法を変えなければ、会員は益々減少するのではないか。</p>	<p>自治会は地域コミュニティ協議会を運営していく上で中心となる重要な原動力と考えております。</p> <p>今後策定を予定しております、「自治と協働の基本指針（仮称）」の中で、目指すべき理想の地域コミュニティ協議会像や、自治会との関係性などについては整理することとしております。</p> <p>今後とも住民自治組織である、地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、適切な支援を行いながら、地域の活性化を図って参りたいと存じます。</p>
12	27 説明責任等	<p>「市民の市政に関する意見、要望、苦情等」の後に、「自治体はこれらの要望、苦情の取扱いに細心の注意を払い、他に漏らしたり、市民に対して、不平等な取扱いをしてはならない」と追記すべきである。</p>	<p>御指摘の点につきましては、文章中の「誠実に対応する」の中に含まれていると考えております。</p>

13	29 行政評価	先日、「構想日本」の仕分け作業を傍聴したが、行政評価を「構想日本」に委ねるのは、コンサルタントへ委託する土木工事の補助施策に似ている。内部の仕分け人で十分対応できるのではないか。	執行機関は、施策や事業等の成果を分かりやすく市民の皆様にも明らかにするため、できるだけ可視化した行政評価を実施し、次の施策等に生かしていくことが重要と考えております。このようなことから、市内部の評価だけでなく、市民の視点に立った外部評価も重要と考えており、その一環として、今回「事業仕分」を行ったものです。
14	29 行政評価	「施策、事業等」を「市政に関する施策、事業等」と分かりやすく表記してはどうか。	行政評価は市政に関するものを対象とするものであることから、単に「施策、事業等」としております。
15	30 外部監査	包括外部監査が中核市は義務化されているとしても、その前に市監査委員による徹底した監査評価をすべきでないか。29と30の関連性がよく分からない。	監査委員による監査および包括外部監査の実施は、いずれも地方自治法に基づくもので、これらは相互に補完することで、より公正で合理的かつ効率的な行政運営の確保が図れ、さらには、監査機能の向上にもつながるものと考えております。 また、行政評価は、施策や事業等の成果を分かりやすく市民の皆様にも明らかにするために実施するものです。
16	31 公益通報	「職員等から行われる通報」を「市民および職員から行われる通報」として「市民」の文字を追加すべきである。	執行機関が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じることにつきましては、市民にまで範囲を広げることは困難と考えております。
17	31 公益通報	「職員等から行われる通報を受ける体制」は、「職員等からの通報を受ける体制」と簡潔に表記してはどうか。	御指摘の点につきましては、丁寧な表現にしております。

18	その他	条例の全体的内容は非常に抽象的で、わざわざ条文化する必要のない項目が多い。	この条例は、理念や原則を定めた条例ですので、抽象的などころもありますが、本市がこの条例の趣旨にかなうような、市民主体の自治を実現するために必要な自治運営の基本的事項を規定しております。
19	その他	市は地域住民へ責任と義務だけを一方的に負わせるのではなく、財政的援助と住民の権利を分かりやすく明記すべきである。	財政的援助につきましては、「23 地域コミュニティ協議会」、「24 市民活動団体」の中で、適切な支援を行うこととしております。 また、市民の権利につきましては、「6 市民の知る権利」と「7 市民の参画の権利」で規定しております。
20	その他	地方における自治とは何か、市と地域住民の責任分担および市の役目が条文を読んでもよく理解できない。	この条例では、市民主体の自治の実現を図るため、自治の基本理念や基本原則など自治運営を行っていく上での基本的事項について定めております。
21	その他	自治基本条例は善通寺市、丸亀市などでは既に制定されているとのことだが、各市の条例が行政執行、議会へどのような影響を与えているか、効果はいかかなものか。	各市における効果等については把握しておりませんが、条例の制定後、市民の参画が進んできたとお聞きしております。